

運転免許更新期間の延長措置の終了について

新型コロナウイルス感染症の影響により通常の更新が困難な方への運転免許証の有効期間の延長措置につきましては、運転免許証の有効期間の末日が令和3年12月28日までの方をもって延長措置を終了しました。

有効期間の末日が、令和3年12月29日以降の方は再延長を含み延長措置はできませんので、有効期限までに更新手続きを行ってください。

有効期間の末日を過ぎてしまった方で、新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない理由により運転免許を失効したと認められる場合は再取得の手続きができます。

詳しくは、下記問い合わせ先へご連絡ください。

表面の有効期間の末日が
令和3年12月29日以降の方

氏名	福 うち	昭和60年 1月30日生		
住所	福島市町庭城大原 1-1			
交付	平成26年02月09日 83404			
有効	令和4年1月10日まで有効			
免許の 条件等	準中型で運転できる準中型車は準中型車(S1)に限る			
優 良	運転免許証			
番号	第 250300599750 号			
二種	平成00年00月00日	種別	種別	種別
三種	平成20年03月05日	種別	種別	種別
四種	平成00年00月00日	種別	種別	種別

延長措置はできません。
有効期限までに更新手続き
を行ってください。

延長措置を行いその有効期間の末日が
令和3年12月29日以降の方（再延長を含む）

備考	更新手続き中
免許の効力	4年2月10日付
講習日時	年月日 時 分
習場所	福島免許センター
	福島県公安委員会

裏面記載例

氏名	福 ぼし (123456789000)
更新手続中	令和4年2月1日まで運転及び更新可能
交付	令和3年10月20日 福島県公安委員会

再延長はできません。
有効期限までに更新手続きを行ってください。

問い合わせ先

福島運転免許センター

平日（9:00～16:00） 024-591-4372

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。